

平成 31 年度沖縄観光国際化ビッグバン事業  
「沖縄観光ブランド戦略推進事業」委託仕様書

1 事業名

平成 31 年度沖縄観光国際化ビッグバン事業「沖縄観光ブランド戦略推進事業」

2 事業期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 19 日まで

3 事業の目的

海外市場に向けて戦略的かつ効果的にブランド広告を発信し、沖縄観光ブランドイメージの向上を図る。

4 対象市場およびターゲット層

重点市場、戦略開拓市場及び新規開拓市場におけるプレミアム F I T 以上のハイエンド層

5 予算額

98,181,000 円（税込）

6 委託業務の概要

- (1) ビジュアルイメージ・動画等の制作・広告出稿
- (2) 他ブランドとの連携やブランドイメージの効果的な浸透
- (3) 県内ブランド、アートなどを組み合わせた効果的な発信
- (4) 事業効果の測定
- (5) 沖縄観光ブランド「Be. Okinawa」の商標登録の更新

7 業務内容

- (1) ビジュアルイメージ・動画等の制作・広告出稿  
対象市場に向けたビジュアルイメージ、動画、ポスター等の制作・広告の出稿
- (2) 他ブランドとの連携やブランドイメージの効果的な浸透  
沖縄観光ブランドを効果的に発信するための他ブランドとの連携
- (3) 県内ブランド、アートなどを組み合わせた効果的な発信  
海外展開を図っている、または外国人観光客をターゲットとする県内事業者等と連携したブランドイメージの発信（例：「Where to Go in Okinawa」等の活用を含む）
- (4) 事業効果の測定  
本事業の効果（観光地としての沖縄のイメージへの影響を含む）の測定
- (5) 沖縄観光ブランド「Be. Okinawa」にかかる商標登録の更新  
必要に応じ各国において商標等登録から 5 年程度が経過した Be. Okinawa の登録更新

- (6) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業報告書等
- ・上記(1)～(5)に係る実施計画書の作成(1部)
  - ・上記(1)～(5)に係るすべての成果物の提供
  - ・上記(1)～(5)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管
  - ・上記(1)～(5)に係る事業報告書(電子データ式)

## 8 業務の再委託について委託業務内容

### (1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### (2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲について

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

- ① 情報ツール作成
- ② 各種メディアプロモーション
- ③ 沖縄関係イベント・プロモーション
- ④ 航空会社・旅行会社タイアップ・プロモーション
- ⑤ その他連携プロモーション広報活動
- ⑥ その他、簡易な業務

### (4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ イベントにおけるブースの設営または運営(但し、契約額が100万円未満のものに限る。)
- ⑤ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、(人件費+事業費)×10/100 以内で計上すること(小数点以下切り捨て)。

10 提案にあたっての留意事項

- (1) 1 事業者(複数の事業体で事業を実施する場合は 1 企業共同体)あたり 1 提案とする。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 本事業は国の補助などを活用して実施する者であり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基づき、適正に執行する必要がある。

(以上)